

# 公 共

(解答番号  ~ )

**第1問** 生徒Aと生徒Bが、「公共」の授業で男女共同参画社会に関する次の新聞記事の要約を作成し、探究活動をしている。後の問い(問1～4)に答えよ。

(配点 12)

## 新聞記事の要約

世界経済フォーラムが2023年の報告書でジェンダー・ギャップ指数に基づく国別順位を発表した。この指数は、各国の①男女平等の達成度を②経済、③政治、教育、健康の分野別に、0を完全不平等、1を完全平等として表したものである。日本の達成度は経済(0.561)、政治(0.057)、教育(0.997)、健康(0.973)で、総合順位では146か国中、125位だった。

問1 下線部①に関して、生徒Aと生徒Bが日本の男女平等に関する法的状況について調べている。次の会話文中の空欄  ・  に入る語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

A：日本国憲法第14条は、 を明記しており、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を禁じているよね。

B：他にも、日本は女性差別撤廃条約を批准したことに伴い、同じ年に  を制定したよね。

A：このような法があるにもかかわらず男女平等が実現していないのはなぜだろう。

B：もっと調べてみようよ。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① ア 法の下の平等   | イ 男女共同参画社会基本法 |
| ② ア 法の下の平等   | イ 男女雇用機会均等法   |
| ③ ア 両性の本質的平等 | イ 男女共同参画社会基本法 |
| ④ ア 両性の本質的平等 | イ 男女雇用機会均等法   |

問 2 下線部⑤に関連して、生徒Aと生徒Bは、仕事にかかわる性別役割意識について調べるなかで、内閣府の資料を見つけた。次の表1は、生徒たちが、その資料の中の二つの調査項目について、「そう思う」を選んだ回答者数と「どちらかといえばそう思う」を選んだ回答者数との合計の割合を、肯定的な回答割合としてまとめたものである。表1から読み取れることとして適当でないものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 102

表1 (%)

「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合				「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合			
男性 20 代	26.2	女性 20 代	14.5	男性 20 代	20.4	女性 20 代	11.0
男性 30 代	25.6	女性 30 代	17.7	男性 30 代	20.7	女性 30 代	10.4
男性 40 代	27.2	女性 40 代	23.3	男性 40 代	17.6	女性 40 代	10.4
男性 50 代	32.2	女性 50 代	24.7	男性 50 代	15.7	女性 50 代	8.4
男性 60 代	31.2	女性 60 代	28.0	男性 60 代	15.8	女性 60 代	9.4

(注1) 対象は全国の男女 20 代～60 代である。

(注2) 各年代区分の割合は、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選んだ回答者数の合計を基に再計算を行い、小数第2位を四捨五入した値である。

(出所) 内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査研究 調査結果」(内閣府 Web ページ)により作成。

- ① 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合は、女性 20 代～女性 60 代では、年代が上がるほど高くなっている。
- ② 「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」への肯定的な回答割合は、男性 20 代の方が女性 20 代よりも 10.0 ポイント以上高い。
- ③ 「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合は、男性 20 代と男性 30 代のみ 20.0 % を超えている。
- ④ 「同程度の実力なら、まず男性から昇進させたり管理職に登用するものだ」への肯定的な回答割合は、60 代において男女の差が最も大きい。

問 3 下線部㉔に関して、次の表 2 は、日本を含む 4 か国の国政における女性議員比率(以下、女性議員比率)の国際比較を示したものである。後の先生 T と生徒 A と生徒 B の会話文を読み、表 2 と会話文から読み取れることとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。

103

表 2 女性議員比率の国際比較 (%)

	1960 年	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年	2020 年
X 国	13.8	14.0	27.8	38.4	42.7	45.0	47.0
Y 国	1.5	2.1	4.3	6.9	10.9	18.9	39.5
Z 国	3.9	2.3	3.6	6.4	14.0	16.8	27.3
日本	1.5	1.7	1.8	2.3	7.3	11.3	9.9

(注 1) 数値は二院制の国では下院における女性議員数を基に算出したものである。

(注 2) 各年 1 月の女性議員比率で、小数第 2 位を四捨五入した値である。

(出所) Inter-Parliamentary Union (IPU), *Parline database on national parliaments* (IPU Web ページ)により作成。

A：女性議員比率を上げるための方法のひとつとして、候補者の 20～30 % など一定の割合を女性に割り当てるクォータ制があるということですが、X 国ではどうなっているのでしょうか。

T：X 国では、1990 年頃から候補者名簿の男女比率が均等になるように、各政党が自主的に努めているんです。

B：Y 国では、2000 年に候補者を男女均等にすることを各政党に義務付ける法が制定されたと聞きました。

T：Y 国では、人口の半数を占める女性の権利として候補者を男女均等にしました。しかも、こちらは義務なので、候補者の男女比率が均等でない政党には、政党助成金が減額されるという罰則があります。

B：女性議員比率を上げるためには様々な方法があるんですね。

A：Z 国は、クォータ制を導入していないのに、女性議員比率は上昇していますね。

T：そうですね。Z国は、クォータ制以外にも、どのようなことが女性議員比率を上げるのかを調べるための良い事例になりそうです。

B：日本で2018年に制定された政治分野における男女共同参画推進法とは、どのようなものなのでしょう。

T：各政党に候補者の男女比率を均等にする努力を促す法律で、罰則はありません。

A：私たちはこれから有権者になるから、この問題に関心をもっていこうと思います。

- ① X国では、女性議員比率が初めて上昇し始めたのは、各政党が候補者名簿の男女比率を均等にする努力を始めた時期である。
- ② Y国では、各政党の候補者の男女比率を均等にする法を制定した年とその10年後とを比較すると、女性議員比率は8.0ポイント高い。
- ③ Z国では、クォータ制を導入していないが、女性議員比率は1960年以降、常に日本の女性議員比率より高く、Y国より低い。
- ④ 日本では、各政党に候補者の男女比率をできる限り均等にすることを促す法律が制定された後、女性議員比率はZ国を上回った。

問 4 生徒Aと生徒Bは、これまでの探究活動を振り返って会話をしている。次の会話文中の空欄 **ア** ～ **ウ** に入る語句の組合せとして最も適当なものを、後の①～④のうちから一つ選べ。 104

A：社会のなかには男女間の差別だけでなく、様々な差別があることが指摘されているよね。平等には二種類あるって学んだけれど、差別のない社会を実現する上で、どちらの平等が重視されるべきなのだろうか。

B：「個性や属性にかかわらず、すべての人を同じように扱うこと」という意味での平等は「**ア** 平等」だと学んだね。法律や制度という点では、こちらの意味での平等は、日本ではかなり実現しているんじゃないのかな。

A：でも、平等を規定した法律が定められていても、事実として差別が残ってしまうことがあるよね。この問題に対してはどうすればいいのだろう。

B：その問題に対しては、クオータ制のような制度を新たに導入することによって、「**イ** 平等」を実現するやり方があり得るね。

A：差別の問題があることは広く知られていても、実際には差別がなくならないことはあるから、そうした取組みが必要な場合もあるだろうね。

B：例えば、アイヌ民族に対する差別については、2019年に **ウ** によってアイヌ民族は法律上初めて「先住民族」と明記されたよ。

A：そういえば2020年、北海道しろおい白老町に、アイヌ民族の歴史や文化を学ぶことのできる施設である「民族共生象徴空間(ウポポイ)」が完成したね。

B：平等について考えるためには、人々の違いを多様性として捉えて、お互いにその存在を認め合うことが重要だろうね。差別のない社会を作るためには、法律や制度を整えるだけでなく、私たちの真摯な努力が求められていると言えるね。

- ① **ア** 形式的      **イ** 実質的      **ウ** アイヌ文化振興法
- ② **ア** 実質的      **イ** 形式的      **ウ** アイヌ文化振興法
- ③ **ア** 形式的      **イ** 実質的      **ウ** アイヌ施策推進法(アイヌ民族支援法)
- ④ **ア** 実質的      **イ** 形式的      **ウ** アイヌ施策推進法(アイヌ民族支援法)

**第2問** ある学校では、毎年卒業生による講演会が行われている。今年はビジネスの分野で活躍する卒業生が招かれた。次の問い(問1～4)に答えよ。(配点 12)

問1 先生Tは、講演会に向けて、持続可能な社会や経済の在り方について授業を行った。授業の内容に関心をもった生徒Aと生徒Bは、社会関係資本と社会的共通資本について調べて、次のメモ1とメモ2にまとめた。後の会話文中の下線部①～④は、それぞれメモ1とメモ2から読み取れることの説明である。その内容として適当でないものを①～④のうちから一つ選べ。 105

メモ1 社会関係資本

メモ2 社会的共通資本

この資本は、個人と共同体や個人間のつながりを意味するものである。この資本を形成する過程では、直接の見返りを期待せず、いずれ誰かがお返しをしてくれると信頼して行動することが望ましいとされる。

この資本は、すべての人々が豊かで文化的な生活を送ることを可能にするものである。この資本を形成する過程では、自然、経済、社会の維持において、市場的な基準を無批判に取り入れてはならないとされる。

(パットナム『孤独なボウリング』  
柴内康文訳に基づく)

(宇沢弘文『社会的共通資本』に基づく)

A：メモ1によれば、① 例えば、誰も手入れをしていない公園の清掃は、直接的な報酬に動機づけられて行うことが望ましいと判断できます。

B：メモ1には、② 毎日会釈をして信頼関係を築くことも、社会的なつながりやその広がりに寄与することが含意されていると思います。

A：メモ2から、③ 例えば、河川や森林は、私有が認められている場合でも、その管理には社会的な基準を考慮する必要があると読み取れます。

B：メモ2によれば、④ すべての人々の生活を豊かで文化的なものにするには、調和的な経済的環境を整えることが求められていると言えます。

T：社会や経済の在り方には様々な考え方がありますね。明日の講演会では、授業で学んだ経済の基本原則に関係づけて内容の理解に努めましょう。

問 2 講演会の冒頭で、講演者は社会や環境に配慮した事業の立ち上げ時を振り返り、「起業にはビジネスのアイデアだけでなく、資金調達もまた重要であった」と話した。その話を聞いた生徒 A は、資金調達の方法について調べた。不特定多数から資金を集めて新規事業を立ち上げる場合の、次の資金調達の手段ア～ウとその特徴 X～Z の組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。

106

- ア 株式の発行
- イ 社債の発行
- ウ クラウドファンディング

X 企業は調達した資金を期日までに返済する義務がある。事業の業績に関わりなく、資金の提供者に対して、確定した金額の利子を支払う。

Y 企業は調達した資金を返済する義務がない。事業の業績に必ずしも関わりなく、資金の提供者に対して、あらかじめ約束した特典などを提供する。

Z 企業は調達した資金を返済する義務がない。事業の業績に応じるかたちで、資金の提供者に対して、各々の出資比率に基づき配当などを配分する。

- ① アー X    イー Y    ウー Z
- ② アー X    イー Z    ウー Y
- ③ アー Y    イー X    ウー Z
- ④ アー Y    イー Z    ウー X
- ⑤ アー Z    イー X    ウー Y
- ⑥ アー Z    イー Y    ウー X

問 3 講演者は「海外で事業を展開する際、為替レートの変動を注視する必要がある」と話した。その話を聞いた生徒Bは、国内外の販売価格の変化について計算して考えた。いま、ある日本企業が、国内において600万円で販売している商品Kを、各時点における為替レートでドル換算した価格で、アメリカにおいて販売しているとする。一年前と現在とで為替レートに変化が生じた場合の、日本企業の商品Kのアメリカにおける販売価格の変化を、次のノート1に記した。ノート1中の空欄 **ア** ~ **ウ** に入るものの組合せとして最も適当なものを、後の①~⑧のうちから一つ選べ。 **107**

ノート1

<p>● 為替レートの変化</p> <p>一年前：1ドル＝150円，日本国内における商品Kの販売価格600万円</p> <p>現在：1ドル＝100円，日本国内における商品Kの販売価格600万円</p>
<p>● アメリカにおける販売価格の変化</p> <p>上記の為替レートの変化は， <b>ア</b> と判断することができます。このとき，アメリカにおける商品Kの現在の販売価格は，一年前に比べて <b>イ</b> 万ドル <b>ウ</b> なっています。</p>

- ① ア 円安    イ 2    ウ 高く
- ② ア 円安    イ 2    ウ 安く
- ③ ア 円安    イ 12    ウ 高く
- ④ ア 円安    イ 12    ウ 安く
- ⑤ ア 円高    イ 2    ウ 高く
- ⑥ ア 円高    イ 2    ウ 安く
- ⑦ ア 円高    イ 12    ウ 高く
- ⑧ ア 円高    イ 12    ウ 安く



- 問 4 生徒Cは、講演会をきっかけにして、ビジネスを営んでいく上で、企業を取り巻く経済状態も重要であることに気づき、各企業の経済活動と日本銀行による金融政策との関係について調べて、次のノート2にまとめた。ノート2中の空欄 **ア** ~ **ウ** に入る語句の組合せとして最も適当なものを、後の①~⑧のうちから一つ選べ。 **108**

ノート2

私が今日の講演会を聞いて関心をもったことは、中央銀行による金融政策が、日々の経済活動にどのように影響を及ぼすのかという点です。

例えば、不況の際、日本銀行は景気を回復させるために **ア** を行うとされています。このとき、日本銀行は公開市場操作として、**イ** を実施することによって貨幣を供給し、短期金融市場において政策金利が **ウ** するように誘導します。この金利の動きに連動して、市中銀行の貸出金利も **ウ** するため、企業や家計の経済活動が刺激されると考えられています。

こうした金融政策の景気変動に関する理論上の効果を期待して、日本銀行の政策が実施されてきました。今後は、各企業の事業だけでなく、金融政策の動向にも注目していきたいと思います。

- |   |   |       |   |           |   |    |
|---|---|-------|---|-----------|---|----|
| ① | ア | 金融引締め | イ | 売りオペレーション | ウ | 上昇 |
| ② | ア | 金融引締め | イ | 売りオペレーション | ウ | 低下 |
| ③ | ア | 金融引締め | イ | 買いオペレーション | ウ | 上昇 |
| ④ | ア | 金融引締め | イ | 買いオペレーション | ウ | 低下 |
| ⑤ | ア | 金融緩和  | イ | 売りオペレーション | ウ | 上昇 |
| ⑥ | ア | 金融緩和  | イ | 売りオペレーション | ウ | 低下 |
| ⑦ | ア | 金融緩和  | イ | 買いオペレーション | ウ | 上昇 |
| ⑧ | ア | 金融緩和  | イ | 買いオペレーション | ウ | 低下 |

**第3問** 生徒A，生徒B，生徒Cは，「公共」の授業で裁判所の役割について調べる課題学習に取り組んでいる。次の問い(問1～4)に答えよ。(配点 13)

問1 生徒Aは，一票の格差の是正を求める裁判について関心をもち，衆議院議員の選挙区の定数や有権者数の変化を調べて，一票の重みが最も大きい選挙区と最も小さい選挙区を選び出し，次の表1～3を作成した。生徒Aは，生徒Bと表1～3を見ながら後の会話をした。会話文中の空欄 **ア** ～ **ウ** に入るものの組合せとして最も適当なものを，後の①～⑧のうちから一つ選べ。

**109**

表1 1990年

選挙区	定数	有権者数(万人)
神奈川県第4区	4	134
宮崎県第2区	3	32

表2 2000年

選挙区	定数	有権者数(万人)
神奈川県第14区	1	47
島根県第3区	1	19

表3 2014年

選挙区	定数	有権者数(万人)
宮城県第5区	1	23
東京都第1区	1	49

(注) 有権者数は，いずれも千人の位を四捨五入して，単位を「万人」として  
いる。

(出所) 自治省選挙部「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(平成2年2月18日執行)」，同「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(平成12年6月25日執行)」及び総務省自治行政局選挙部「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調(平成26年12月14日執行)」により作成。

- A：一票の格差が広がっていくと、それを是正するために、選挙区や議員定数の見直しがされることがあるんだ。
- B：衆議院議員の選挙区の数で「10増10減」というニュースを見たよ。
- A：それも、一票の格差の是正のためのものだね。
- B：選挙区は時代とともに変わっていくということかな。表1は、アの導入よりも前のものだよ。
- A：そうだね。このときは、一票の格差がイ倍程度にまで至っていて、最高裁判所は、このような一票の格差が、憲法に違反する状態になっていたと判断しているんだ。
- B：表2と表3のときには、最高裁はどう判断したのかな。
- A：最高裁は、2000年の選挙のときは合憲と判断したけど、2014年の選挙のときは憲法に違反する状態であったと判断したそうだよ。
- B：そうすると、2000年の選挙については、ウ倍を超える一票の格差を、最高裁は許容したということかな。
- A：その通り。最近では、一票の格差を是正するための努力を国会がしているかどうか、最高裁は評価しているらしいね。

- |   |   |       |   |   |   |   |
|---|---|-------|---|---|---|---|
| ① | ア | 小選挙区制 | イ | 3 | ウ | 2 |
| ② | ア | 小選挙区制 | イ | 3 | ウ | 3 |
| ③ | ア | 小選挙区制 | イ | 4 | ウ | 2 |
| ④ | ア | 小選挙区制 | イ | 4 | ウ | 3 |
| ⑤ | ア | 中選挙区制 | イ | 3 | ウ | 2 |
| ⑥ | ア | 中選挙区制 | イ | 3 | ウ | 3 |
| ⑦ | ア | 中選挙区制 | イ | 4 | ウ | 2 |
| ⑧ | ア | 中選挙区制 | イ | 4 | ウ | 3 |

出題範囲：公共

問 2 生徒 B は、日本の最高裁の違憲法令審査について調べている。最高裁の違憲判決の内容に関する説明として正しいものを次のア～ウからすべて選んだとき、その組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。

110

ア 尊属殺人罪の法定刑を死刑または無期懲役刑に限定する刑法の規定は、普通殺人と比べて著しく不合理な差別的取扱いをするものであり、憲法に違反する。

イ 女性について前婚の解消または取消しの後 6 か月間の再婚を禁止する期間を定める民法の規定のうち、100 日を超えて禁止期間を設ける部分は、不合理なものであり、憲法に違反する。

ウ 一票の格差が合理的に許容される程度を超えており、公職選挙法の規定が選挙の時点で憲法に違反しているときには、選挙を常にやり直さなければならない。

- ① ア                      ② イ                      ③ ウ  
④ アとイ                ⑤ アとウ                ⑥ イとウ                ⑦ アとイとウ

問 3 生徒 B は、日本の裁判所はどのような役割を果たしているのかを、「公共」の授業を担当している先生に尋ねた。次の文章は、先生による解説の一部である。文章中の空欄  には後の語句 a・b のいずれかが、空欄  には後の語句 c・d のいずれかが、空欄  には後の記述 e・f のいずれかが入る。空欄  ～  に入る語句や記述の組合せとして最も適当なものを、後の①～③のうちから一つ選べ。

裁判所は、社会で起きている様々なトラブルを、法を適用して解決しています。裁判には、いくつかの種類があり、例えば、国や地方公共団体による公権力の行使を取り消したり、差し止めたりするための裁判は、**ア**と呼ばれています。

裁判の当事者が、自分たちに適用される法律は憲法に違反しており、そもそも無効であると主張することがあります。こうした主張がされたときに、裁判所は、法律が憲法に違反しているかどうかを審査することができます。憲法は、最高裁は違憲法令審査の権限をもつ**イ**であると定めています。

法律は、選挙によって選出された国会議員たちが、多数決原理に従って作るものです。そのため、多数派の選好や利害が反映されることがあります。憲法は、**ウ**ことを規定しているので、たった一人の個人であっても、憲法が保障している権利が侵害されているのかどうかを、裁判所に審査するよう求めることができます。したがって、少数派や個人の権利を擁護するという役割を裁判所が担うことが期待されているのではないのでしょうか。

**ア**に入る語句

- a 行政裁判      b 裁判員裁判

**イ**に入る語句

- c 特別裁判所      d 終審裁判所

**ウ**に入る記述

- e 何人も裁判を受ける権利を奪われない  
f 最高裁の裁判官は国民審査に付される

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| ① アー a    イー c    ウー e | ② アー a    イー c    ウー f |
| ③ アー a    イー d    ウー e | ④ アー a    イー d    ウー f |
| ⑤ アー b    イー c    ウー e | ⑥ アー b    イー c    ウー f |
| ⑦ アー b    イー d    ウー e | ⑧ アー b    イー d    ウー f |

問 4 生徒Cと生徒Aは、日本における犯罪と刑罰の関係について、次の会話をした。会話文中の空欄 **ア** ・ **イ** に入る後の記述 a～c の組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。 **112**

C：裁判所で刑事裁判をいくつか傍聴してきたけど、被告人が有罪なのか、無罪なのかを決めるのは、本当に難しいことだと感じたな。

A：そうだね。人が人を裁くときは、公正な裁判に努めなければならない。それでも冤罪えんざいが生まれることはある。そういう場合に備えて、**ア** があるということを学んだね。

C：それ以外に気になることもある。過去にも刑罰を受けたことがある、という被告人もいたんだ。そういう人には、犯した罪に対する報いとして刑罰を科すだけでいいのかな。加害者が犯罪行為をするに至った原因を突き止めて、それを改善していくべきだと思う。

A：刑罰の目的にはいろいろなものがあるよね。「罪に対する報い」という考え方のほかに、「人々が罪を犯すことを予防する」、「本人が再び罪を犯すことがないようにする」という考え方もあるんだ。

C：なるほど。犯罪の予防に関わるものとしては、**イ** があると学んだよね。刑罰が何のためにあるのか、より深く考えていけば、犯罪が生じないような社会づくりのために何が必要なのかを考えることにもつながりそうだね。

a 判決の判断材料となった事実認定に合理的な疑いがもたれるような証拠が見つかったときに裁判をやり直す仕組み

b 犯罪被害者やその家族の被った損害を回復するために、国が給付金を支給する仕組み

c 罪を犯した20歳未満の少年について、保護や教育を通じた矯正を目指す仕組み

- ① アー a イー b    ② アー a イー c    ③ アー b イー a  
④ アー b イー c    ⑤ アー c イー a    ⑥ アー c イー b

**第4問** 「公共」の授業のまとめとして、生徒Aの班は、「現実社会の諸課題の解決に向けて、人と人との対話や議論をする公共空間を持続的に形成するには、どのようなことを考えるべきか」という課題を設定し、探究活動を行った。次の問い(問1～4)に答えよ。(配点 13)

問1 生徒Aの班は「公共」の授業で、公共空間の形成に関して、次の先生の説明を受けた。先生の説明中の空欄 **ア** ～ **ウ** に入るものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑧のうちから一つ選べ。 **113**

先生の説明

「公共空間」とは、「人間同士のつながりや関わりによって形成される空間」を意味する。そこでは、人々が主体的に参加し、互いの意見を尊重しながらこの空間を形成していくことが期待されている。

『コミュニケーション的行為の理論』という著書のある **ア** によれば、公共空間では対等な立場で自由に意見を交わすという共通理解のもとで、合意を形成していくことが大切であり、そのような合意形成には **イ** が必要である。

また別の哲学者は著書『人間の条件』で、人間の営みを「生命を維持するために必要な営み」である「労働」、「道具や作品などを作る営み」である「仕事」、「人と人との **ウ** 営み」である「活動」の三種類に分け、三番目の「活動」こそが公共空間を形成する、と論じている。

- |   |   |        |   |        |   |             |
|---|---|--------|---|--------|---|-------------|
| ① | ア | アーレント  | イ | 対話的理性  | ウ | 言葉を通して関わり合う |
| ② | ア | アーレント  | イ | 対話的理性  | ウ | 契約を結んでこれを守る |
| ③ | ア | アーレント  | イ | 他者危害原理 | ウ | 言葉を通して関わり合う |
| ④ | ア | アーレント  | イ | 他者危害原理 | ウ | 契約を結んでこれを守る |
| ⑤ | ア | ハーバーマス | イ | 対話的理性  | ウ | 言葉を通して関わり合う |
| ⑥ | ア | ハーバーマス | イ | 対話的理性  | ウ | 契約を結んでこれを守る |
| ⑦ | ア | ハーバーマス | イ | 他者危害原理 | ウ | 言葉を通して関わり合う |
| ⑧ | ア | ハーバーマス | イ | 他者危害原理 | ウ | 契約を結んでこれを守る |

出題範囲：公共

問 2 公共空間の形成についての授業を受けた生徒Aの班は、現在の人間同士の関わりについて情報収集することにし、次の表1・表2を見つけた。表1・表2の各年齢層とも上段の数字は2018年調査の、下段の数字は2022年調査の結果を表している。

表1 「時間のゆとりの有無」(%) 表2 「自由時間の過ごし方」(複数回答) (%)

年齢	ゆとりがある	ゆとりがない	わからない	年齢	インターネットやソーシャルメディアの利用(メールや動画視聴を含む)	友人や恋人との交際	社会参加(PTA・地域行事・ボランティア活動など)
18～29歳	65.9	34.1	0.0	18～29歳	41.7	37.1	2.4
	64.7	34.8	0.5		61.4	46.2	1.1
30～39歳	54.5	45.4	0.1	30～39歳	33.6	18.6	3.6
	48.6	50.0	1.4		51.9	18.9	0.9
40～49歳	52.8	47.1	0.1	40～49歳	29.9	15.2	4.4
	48.1	49.1	2.8		45.6	16.8	2.5
50～59歳	61.5	38.3	0.2	50～59歳	25.9	16.0	5.9
	56.5	43.2	0.3		35.5	15.5	3.9
60～69歳	73.7	26.3	0.1	60～69歳	16.5	16.2	9.4
	64.9	31.5	3.6		25.3	11.0	5.1
70歳以上	85.2	14.3	0.6	70歳以上	8.2	18.8	10.7
	75.4	20.5	4.1		13.4	12.7	8.6

(注1) 表1の「ゆとりがある」は「かなりゆとりがある」と「ある程度ゆとりがある」とを合わせた割合であり、「ゆとりがない」は「あまりゆとりがない」と「ほとんどゆとりがない」とを合わせた割合である。

(注2) 表1に示されている数値は、四捨五入している。そのため、各年齢層の合計は100%にならない場合がある。

(注3) 「自由時間の過ごし方」の選択肢は、表2に示しているもの以外に「睡眠、休養」、「家族との団らん」、「旅行」などがあるが、省略している。

(出所) 内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成30年、令和4年調査)(内閣府Webページ)により作成。



生徒Aの班は表1・表2から、2018年調査と2022年調査を比べた場合の変化を読み取った上で、意見を出し合った。次の意見ア～ウのうち、表1・表2を正しく読み取ったものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。なお、表1・表2の読取りに関する部分には下線を付している。

114

- ア 「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがある」と回答した割合が半数を下回るようになったのは「30～39歳」と「40～49歳」だ。この二つの年齢層は、「自由時間の過ごし方」として「インターネットやソーシャルメディアの利用」をあげた割合が半数を超えるようになった。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外出の機会が少なくなり、インターネットやソーシャルメディアの利用機会が増えたのかな。
- イ 「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがない」と回答した割合は、すべての年齢層で上がっているが、上がった割合が1ポイント未満だったのは「18～29歳」だけだ。また「自由時間の過ごし方」として「友人や恋人との交際」をあげた割合に関して、9ポイント以上増えたのは「18～29歳」だけで、50歳以上については、どの年齢層も減っている。「18～29歳」の人々への新型コロナウイルス感染拡大の影響は、他の年齢層とは異なるのかも。
- ウ 「自由時間の過ごし方」として「社会参加」をあげた割合は、どの年齢層でも減っている。だけど「70歳以上」は、「社会参加」の割合が他のどの年齢層より高いままであり、「時間のゆとりの有無」について「ゆとりがある」と答えた割合も、他のどの年齢層より高いままで。時間のゆとりがないと、社会参加は難しくなるのではないだろうか。

- ① ア                      ② イ                      ③ ウ  
 ④ アとイ                ⑤ アとウ                ⑥ イとウ                ⑦ アとイとウ

出題範囲：公共

問 3 探究活動の成果を授業で発表する上で対話の力に注目した生徒 A の班は、哲学対話を実践している哲学カフェに参加し、参加者たちの発言を記録した。参加者たちの次の発言 I ～ III のうち、帰納的に推論されているものの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑦のうちから一つ選べ。 115

I

哲学カフェの参加者にも、話し合うときの態度はいろいろあるけど、お互い安心して話せるように、穏やかな態度で相手の発言を最後まで聞き、よく考えてから発言するように取り決めたところ、対話が活発にできるようになった。これらの事実が何度もあったことから、活発な哲学対話は、安心して話せる取り決めがあれば可能になるという経験則が導き出せるね。

II

人間には、自分の考えや意見を自由に述べる権利があり、お互いに認め合い尊重し合う義務がある。そうであるならば、哲学カフェに限らず、職場でも学校でも、参加者がお互いに、相手には自由に発言する権利があると考え、相手の話を尊重して最後までしっかりと聞くことを、対話のルールにしなければならないことになるね。

III

哲学カフェに初めて参加した人が素朴な質問をしてくれると、これまで繰り返し問うてきた問題に新たな光が当てられて、問いが深まった。そんなときに、対話のおもしろさが感じられた。同じ実感を他の参加者たちももっていた。これらの経験を基にして、どんなに素朴であっても、率直に質問や疑問を出し、問いを深めていくことが哲学対話の方針になったんだよ。

- ① I                      ② II                      ③ III  
④ I と II                ⑤ I と III              ⑥ II と III              ⑦ I と II と III

- 問 4 生徒 A の班はこれまでの探究活動の成果を踏まえ、公共空間の持続的形について、対面と非対面という点に着目して構想メモを作成した。次の構想メモ中の下線部①～③の記述と、それぞれに該当する後の事例ア～ウとの組合せとして最も適当なものを、後の①～⑥のうちから一つ選べ。 116

構想メモ

新型コロナウイルス感染拡大期に、ICT(情報通信技術)が本格的に活用され始めた。例えば①別々の場所にいる人たちが、ICTを使うことで、対面の場集まることなく、対話や議論に参加できるようになった。これは「非対面的関わりのみのタイプ」である。

また、②今まで対面の場に参加できなかった人が、ICTを使って、対面の場に非対面で参加できるようにもなった。これは「対面的関わりに非対面的関わりが加わっているタイプ」である。

「対面的関わりのみのタイプ」については、例えば③その場にいる人たちが互いに気楽に質問したり、知識や技能を相手の反応を確認しながらていねいに伝えたりすることがしやすい。

非対面的関わりと対面的関わりとのバランスをどのようにとるかが、公共空間の持続的形にとって課題になってくるだろう。

- ア これまで対面で実施されていた会議が、事情でオンライン会議に変更されたので、すべての参加者はインターネットで会議に出席した。
- イ 料理教室に講師と生徒が集まり、生徒は講師から受けた指導に基づいて料理を作り、その場で講師に味見をしてもらい講評を受けた。
- ウ 身体的な事情のため外出できなかった人が、地元の公民館に集まった人々が行っている対話集會に、インターネットで参加した。

- |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | ① | — | ア | ② | ② | — | ア |
|   | ② | — | イ |   | ③ | — | ウ |
|   | ③ | — | ウ |   | ④ | — | イ |
|   | ④ | — | ア |   | ⑤ | — | ウ |
|   | ⑤ | — | イ |   | ⑥ | — | ア |
|   | ⑥ | — | ウ |   |   | — | イ |
|   |   | — | ア |   |   | — | ウ |
|   |   | — | イ |   |   | — | ア |
|   |   | — | ウ |   |   | — | イ |